

琉球使節の成立

——幕・薩・琉関係史の視座から——

木 土 博 成

【要約】 本稿は、従来不分明であった琉球使節の成立過程を明らかにすることで、近世琉球の地位の確定を論じるものである。寛永一（一六三四）年に京都に上った琉球人は、再検討の結果、先行研究にいう「恩謝使」ではないことが判明した。「御代替」（徳川秀忠→家光）を名目に、薩摩藩が急遽仕立て上げたこの一行を、琉球使節の嚆矢と見ることはできない。寛永十一年には、家光が島津氏に琉球高を宛て行ったことから、琉球が島津氏に属するという側面、すなわち「附庸」が確定したのであった。その後、寛永二十二年に挙行された江戸上りは、①徳川・尚家の慶弔事という継続性のある名目に対し、②薩摩藩主が引率したもので、③琉球国王が正式に派遣したものであることから、ここに琉球使節が成立したといえる。寛永二十二年の琉球使節により、幕府と書を交わす「異国」＝琉球が確定し、「附庸」と「異国」の二要素から成る近世琉球の地位は、ついに確定を見たのである。

史林 九九巻四号 二〇一六年七月

序

一般に近世日本における琉球使節は江戸上りと言い換えられ、徳川将軍家・尚王家の代替りに際し、琉球国王から将軍の許へ派遣された「賀慶使（慶賀使）」「恩謝使（謝恩使）」を指す^①。琉球使節については、宮城栄昌・横山學らの先駆的成果をはじめとし、政治・外交史の視座からは、使節を召し連れた島津氏の示威、将軍を中心とする日本型華夷意識^④、さら

には琉球王府の主体性も視野に入れた幕・薩・琉それぞれの立場についての言及がある。しかしながら、その「賀慶使」「恩謝使」がいつどのように成立したかという点、必ずしも共通の理解があるわけではない。

試みに、幕府大学頭たる林家によつて一九世紀に編纂された『通航一覧』を繰ってみると、「参府の使者將軍家の御代替等を賀し奉るを賀慶使といひ、中山王の襲封を謝し奉るを恩謝使と称す、賀慶使は寛永十一年、恩謝使は正保元年（引用者注・寛永二年）をはしめとす」（傍点は引用者、以下同様）とあり、寛永一一（一六三四）年のものが「賀慶使」の嚆矢、同二一年のものが「恩謝使」の嚆矢と見なされていることが分かる。他方、研究史において現在もつとも参照されるのは、『通航一覧』とは異なり、寛永一一年の京都上りを「恩謝使」の嚆矢とした紙屋敦之の見解と、寛永二一年の江戸上りがその後の「賀慶使」「恩謝使」に引き継がれたとする豊見山和行の見解であろう。

寛永一一年、三代將軍徳川家光は二条城で琉球人を引見したその直後に、薩摩藩主島津家久に対して琉球高を含む領知を宛て行つた。紙屋は、このときの領知判物（薩摩・大隅両国并日向国諸県郡都合六拾万五千石余別紙録在、此外琉球国拾貳万三千七百石事全可有領知之状如件）に注目し、そこに琉球高が含まれていることに琉球Ⅱ「幕藩体制の中」の要素を、琉球高が薩摩国高などとは別記されている点に琉球Ⅱ「異国」の要素を見、両要素をあわせて寛永一一年に「幕藩体制の中の「異国」が確定する」とした。寛永一一年を近世琉球の地位が確定した年として重んじる紙屋にしてみれば、琉球使節（「恩謝使」成立の画期も同年にあるようである。

他方、豊見山和行は、『通航一覧』が寛永一一年の次に載せる寛永二一年の「賀慶使」「恩謝使」を重視する立場から、国王尚賢の書翰を持参した本使は、島津氏の主導のもと朝鮮信使の先例に準拠する形で派遣されたものであり、以降の江戸参府を恒例化させたとしている。実証面においておおむね首肯できる見解ではあるものの、紙屋の主張する寛永一一年Ⅱ「恩謝使」嚆矢説との整合性は明示されない。

以上を踏まえて、本稿は以下の諸課題に取り組むことにする。第一に、寛永一一年のものと寛永二一年のものを通して

見ることで、琉球使節の成立過程を明らかにする。行論で明らかにするように、紙屋の寛永十一年「恩謝使」嚆矢説はその史料解釈上、再検討が必要である。本稿では寛永十一年の京都上りを位置づけ直し、新たな文脈の中で寛永十一年の江戸上りを捉え直すことで、琉球使節の成立像を提示したい。

第二に、琉球使節の成立を描くことをもって、近世琉球の地位確定に迫る。寛永十一年に「幕藩体制の中の「異国」としての琉球の地位が確定すると踏み込んだ紙屋説と、寛永十二年に「賀慶使」「恩謝使」の面期を見る豊見山説の関係は曖昧なままである。いつてみれば、琉球使節の成立を明らかにしきれないままに、近世琉球の地位確定を論じたのが紙屋であり、琉球使節の成立に見通しを得ながら、近世琉球の地位確定に新知見を加えきれなかったのが豊見山なのである。これらに対して、本稿では琉球使節の成立と近世琉球の地位確定の間に論理関係を見出し、両者を結び付けて論じることとする。

あらかじめ、本稿における琉球使節の捉え方について述べておく。これまでの琉球使節の理解は、幕末の『通航一覽』の記述を意識したためか、「賀慶使」「恩謝使」の枠組に捕らわれてきた嫌いがある。しかし、そもそも「賀慶使」「恩謝使」という用語自体、主に近世後期以降に普及する語で、寛永十一年・二十一年のものは同時代にそう呼ばれず、単に「御礼」使などとして見えるだけである。そこで琉球使節のこと成立を描く本稿では、「賀慶使」「恩謝使」という枠組みを一七世紀に遡及させるのではなく、一旦取り払う。その上で、様々な形態を持った一行の系譜が、後にいう「賀慶使」「恩謝使」に収斂していく様相を、琉球使節の成立過程として描くことにしたい。本稿では、「賀慶使」「恩謝使」が島津氏の積極的関与のもと、朝鮮信使同様に道中で幕府からの配慮を受けながら、日本国と琉球国の国家間行事として存続した点に琉球使節の本質を見、次のように琉球使節を定義づける。第一に、徳川家・尚家の代替り（慶弔事）のように、近世日本国と琉球国が併存する以上は繰り返されうる名目でもって派遣されること。第二に、島津氏が陸海路を引率する形で事が運ばれること。さらに第三に、琉球国王の命でもって將軍の許に正式に派遣されたものであること。中国淵源の価値体

系の中にあつて、この点は国王が書翰を使者に託すという行為に類れよう。このように、〈名目の継続性〉・〈島津氏の引率〉、及び〈国王の公認〉の兼備という観点から、琉球使節の成立を捉えることにしたい。

- ① 例えば『日本歴史大事典』（小学館、二〇〇〇～二〇〇一年）の「琉球使節」の項目には、「琉球国王が海外に派遣した外交使節。中国に対しては一三七三年（察度二四）から始まった進貢船による使節の派遣、江戸幕府に対しては一六三四年（尚豊一四）からの江戸上りと呼ばれる使節の派遣がある」（真栄平房昭執筆）とあり、中日両国に派遣されたものとして述べられる。別立ての「江戸上り」の項目には、「徳川將軍の襲職を慶賀するための琉球国の慶賀使、および琉球国王の襲封を謝恩するための謝恩使が江戸に上ること。島津氏の琉球進貢以後義務づけられ、一六三四年（尚豊一四）の將軍家光に対する慶賀使の江戸上り以後、一八五〇年（尚泰三）まで一八回（延べ二〇回）に及んだ。（後略）」（上原兼善執筆）とある。「慶賀使」「謝恩使」の表記について、本稿では『通航一覧』（第一、国書刊行会編、清文堂出版、一九六七年復刻版、四〇頁）に便宜上合わせて、「賀慶使」「恩謝使」の表記をとる。
- ② 宮城栄昌『琉球使者の江戸上り』（第一書房、一九八二年）、横山學『琉球国使節渡來の研究』（吉川弘文館、一九八七年）。
- ③ 比嘉春潮・霜多正次・新里恵二『沖繩』（岩波書店、一九六三年、三六～三九頁）など。
- ④ 朝尾直弘「鎖国制の成立」〔同〕『將軍権力の創出』朝尾直弘著作集三、岩波書店、二〇〇四年所収、初出一九七〇年、真栄平房昭「幕藩制国家の外交儀礼と琉球―東照宮儀礼を中心に―」（『歴史学研究』六二〇号、一九九一年）など。
- ⑤ 紙屋敦之「幕藩体制下における琉球の位置―幕・薩・琉三者の権力関係―」〔同〕『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、一九九〇年所収、初出一九七八年。以上の研究史整理については、紙屋敦之「琉球使節の江戸上り」〔同〕『大君外交と東アジア』吉川弘文館、一九九七年所収、初出一九九〇年）参照。
- ⑥ 注①前掲『通航一覧』。
- ⑦ 『通航一覧』同様、寛永一一年のものを「賀慶使」（「慶賀使」とする見方には、注①上原執筆分「江戸上り」をはじめ、山本博文「寛永時代」（吉川弘文館、一九九四年新装版、三六～三七頁）、藤井讓治『徳川將軍家領知宛行制の研究』（思文閣出版、二〇〇八年、三八九頁）などがある。
- ⑧ 紙屋敦之「琉球国司考」〔同前掲〕『幕藩制国家の琉球支配』所収、初出一九八三年。
- ⑨ 豊見山和行「江戸幕府外交と琉球」〔同〕『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館、二〇〇四年所収、初出一九八五年。以下、本稿で豊見山に言及する場合、本論文に拠る。
- ⑩ 「鹿児島県史料 旧記雑録後編五」七五六号。以下、『後編』五一～七五六のように略す。本稿では「鹿児島県史料 旧記雑録」を用いるに当たって、一部「島津家文書」（東京大学史料編纂所蔵）に拠り校訂を施した。
- ⑪ 紙屋前掲「琉球国司考」ほか。
- ⑫ その普及を促したのは、注①前掲『通航一覧』の存在であろう。
- ⑬ 詳細は第二章。
- ⑭ すでに慶長一五（一六一〇）年の尚寧王の駿府・江戸上りの際に、

幕府は東海道の宿・人馬の馳走を前年の朝鮮信使に準じていた（豊見山前掲ほか）。その後、朝鮮信使同様、幕府が琉球使節の応接を手配した点については、淀川通航の際に川御座船・綱引人足が供された例などが挙げられる（木土博成「朝鮮人來朝一件」に見える琉球使節関係史料について」、『大阪歴史博物館研究紀要』一四、二〇一六年ほか）。

第一章 寛永一一年の京都上り

寛永一一（一六三四）年の閏七月九日、上洛中の將軍家光は二条城で琉球人を引見する。これこそ、先行研究が「賀慶使」ないし「恩謝使」の嚆矢として重視してきたものである。^①「恩謝使」の嚆矢説を唱える紙屋に拠れば、閏七月九日の前後にも琉球をめぐる重要な動きがあった。^②すなわちその前段階の寛永一一年四月、江戸において將軍に対し初めて琉球高が披露され、その後の閏七月一六日、上洛中の將軍家光から島津家久に「此外琉球国拾貳万三千七百石」（序前掲）を含む領知が宛て行われるのである。

したがって課題は、閏七月九日の琉球人がどのような性格のものであったかを一次史料に基づいて詰め直すとともに、その前後を整合的に理解し、これらの出来事が生じた寛永一一年という年を再評価する点にある。本章では寛永一一年に「幕藩体制の中の「異国」」が確定したとする紙屋説を見据え、これらの点に迫りたい。

第一節 琉球高の披露

寛永一一年四月、翌々月に將軍家光の上洛を控える中、琉球をめぐる薩摩藩と幕府の関係に新たな転機が訪れる。

^① 江戸上りを送り出した尚氏は、將軍の単なる陪臣として使者を派遣しているわけではなく、琉球國を代表して派遣している（一例として、「賁國」（日本）に「吾小國」（琉球）を対置した國王書翰（史料11）参照）。幕府側も國家行事としてこれに応えたことについては、一例として、真榮平前掲「幕藩制國家の外交儀礼と琉球」参照。

〔史料1〕（傍線は引用者、以下同様）

猶以三月初之比被 仰出候ハ、（酒井忠世）雅樂頭殿・大炊頭殿・讃岐守殿此三人にて十五日ツ、万事之儀被問召御披露候へ、三人談合与候へハ事も延候由被 仰出候て、當時者何事をも其日指ニ御当候御方へ参候而申候へハ、取次而相談候而被罷居則時ニ被申入何事をも不申兼候、目出度儀ニ御座候、今度讃岐守殿御一人ニ琉球之儀申入候も讃州御請取之日指ニあたり候間、右之様子ニ候、以上一書申候、然者琉球之儀 御家へ被相付事先公方普光院御所様之御時代之儀ニ候、然処石田治部少兵乱已後琉球より 御家へ被致無沙汰候ニ付、（徳川家康）権現様へ被得上意候而琉球へ人数被差渡彼地平均ニ被 仰付、其節又從（足利義教）権現様琉球御拝領之由被成 御朱印弼属御幕下候、就其先年被成檢地十式万三千四百石余田帳雖有之、公儀へ未被成御披露候間、自然御沙汰茂可有之時之為ニ候条急度被仰上可然之旨致言上候処、尤之由依 御意候、琉球知行之高書記酒井讃岐守殿へ致持参、從上古之様子共、又 大閤様之御時龜井武藏守琉球を被申請既渡海之催候処、 御家へ相付候筋目を 大閤様へ御申候ニ付、被 聞召分如前々相済候、ケ様之段々細々讃州へ申入候処、則其日被成上聞翌朝我等を被召寄公方様為、上意被仰候趣ハ、琉球之様子初而被 聞召入候、先以 御当代ニ異国之知行之高御披露一段御悦喜ニ 思召候、大隅守殿へ尚 御直ニ可被成 御誼之由候、其首尾ニ候哉、今月朔日被成御出仕候而御 目見得相済御門外迄御出候処、又可有御参之由候而御前へ被成御祇候、琉球之儀初而 聞召候、御祝着ニ思召之由候而殊外之御機嫌にて御座候つる、将又讃州我等へ御内談候者、琉球知行之儀彼地へ如斯之高有之由被仰上迄ニ候哉、又薩摩・大隅之高ニ被相加御高を可被上との儀ニ候哉、御尋之由候間、則申入候ハ、自然御陳などの時異国之知行之軍役等大儀ニハ可有之候へ共、惣高二御加候へハ外聞ニ候、大隅守内々如斯被存之由申入候、一段尤之由被 仰候、（島津家久）其後大炊頭殿へケ様之御物語申入候へハ、讃州御披露之時委被成御聞候、惣高二可有御加儀大炊頭殿御同心ニ被 思召候、（土井利勝）當時何ぞ役儀など可被成御当儀ニ而ハ無之候、自然之時之御為ニ候間高御上り一段尤之由被仰候間、我等当座ニ申候も、如仰 大閤様以来終御普請なども不被仰付候、自然御陳などの時ハ如何様ニも可被抽軍役儀ニ候由申入置候、如此候間、定當 公方様より御朱印出可申与存事ニ候、自今以後琉球へも可有其御心得儀与存候、如何様重而委左様之段可被成 御詫候間、先以可被聞召置候、恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

（寛永十一年）五月四日 貞昌（花押）

（入国）
川上將監様

（島津久元）
野州様

（島津久盛）
霜白様

人々御中

五月四日付で伊勢貞昌（薩摩藩江戸詰家老）が国許の家老衆に宛てた本状は、近世琉球の地位を考える上で絶好の材料を提供するもので、すでに紙屋による詳細な引用もある。改めてその内容を確認しておこう。^④

まず冒頭では、琉球が「御家」に付けられたのは足利義教の時代であるとし、慶長一四（一六〇九）年の琉球入り後に、家康から「琉球拝領」の「御朱印」を授かったとする。紙屋に拠れば、琉球が古くから島津氏に属していることを示す「附庸」説は慶長九年二月付の尚寧王宛島津義久書状を初出とし、それが嘉吉年間（足利義教の時代）からであるとする「嘉吉附庸」説は「史料1」が初出であるという。^⑤

「史料1」は引き続き琉球高について、以下のように記す。薩摩藩には、琉球入り後の慶長検地で琉球高を「十貳万三千四百石余」と打ち出した検地帳があったが、特段これまで幕府に対して披露してこなかった^①。そこで伊勢は「自然御沙汰茂可有之時之為」、藩主家久の許可を得てこの度の披露を決める^②。酒井忠勝（四月上旬の半月番老中）^⑥の許に赴いた伊勢は、「上古」からの経緯、及び太閤豊臣秀吉の時に琉球が「御家」に付けられた「筋目」を説明しながら、件の琉球高を披露した^③。酒井から披露を受けた家光は、「琉球之様子初而被 聞召入候、先以 御当代ニ異国之知行之高御披露一段御悦喜」と上々の反応を見せる^④。その後、老中と伊勢のやりとりを経て、来る領知判物の発給に当たって、琉球高も惣高に加える手はずが確認される^⑤。

二〇年ほど経った寛永一一年四月上旬に、ようやく薩摩藩が琉球高の披露を決定した事情について、紙屋は②「自然御沙汰茂可有之時之為」という記述を受け、「寛永鎖国の過程で、幕府の琉球に対する関心が高まるにつれ、島津氏は、早晩幕府からの指図があることを予想し」て先手を打ったものと見ている。^⑦「幕府の琉球に対する関心」が具体的に何を指すかについては、老中土井利勝の言「自然之時之御為二候間」^⑥を引き、「万一の場合」「おそらく琉明関係の正常化に伴う琉球支配の困難」に備え、幕府は琉球の支配を強化しようとしていたと踏み込む。^⑧紙屋の念頭にあるのは、前年（寛永一〇・崇禎六年）に尚豊王が冊封され、琉明関係が旧制に復した事実であるが、具体的にどのような「琉球支配の困難」があるかは示されず、また幕府が琉明関係の復旧を擱んだ証拠もない。そもそも琉球高の披露を受けた家光が、「琉球之様子初而被 聞召入候」^④という有様であったことからして、当該期の将軍・幕閣の琉球認識の程度を高く評価することはできないのである。

そこで琉球高披露の背景に迫るべく本稿で留意したいのは、「御代替」の上洛と領知改めの深い関係である。現に二代将軍徳川秀忠の「御代替」（家康↓秀忠）の上洛が行われた元和三（一六一七）年、島津氏を含む諸大名に対して「御代替」の領知宛行がなされた。^⑨慶長来、江戸に詰めて政治経験を積んできた伊勢貞昌^⑩にしてみれば、来る「御代替」（秀忠↓家光）の上洛時に、家光による領知改めがなされる可能性は念頭にあったことであろう。とするならば、四月上旬という上洛の直前期に、薩摩藩側から琉球高の話題を幕府に提起するということは、領知判物における琉球高の扱いに話を及ぼそうとする行為に等しい。現に老中酒井はその線で伊勢に尋ね、伊勢はその場で琉球高を判物に加える「高上り」が藩主家久の内存であると即答しているのである^⑤。伊勢の関心がまさしく判物における琉球高の扱いにあり、この点についてあらかじめ家久と調整がなされていた証左であろう。以上を踏まえるならば、②「自然御沙汰茂可有之時之為」とは、「御代替」（秀忠↓家光）に伴う領知改めの動き、ないし領知改めの際に琉球高が問題になる可能性に、伊勢が先手を打って対処したものと読むのが相応しい。

そもそも琉球入り自体、家康大御所期に對明交渉の文脈で認可されたものであったが、家康・秀忠は死去し、明との講和自体がもはや希求されなくなつたいま、琉球高の扱いは薩摩藩―幕府関係の中で明確に定まつてゐるとはいえない。上洛を機に、これまで曖昧であつた琉球高の扱いについて明確化させ、もつて島津氏の琉球領有の事実をさらに確たるものにしようという伊勢の動きは、知行をめぐる薩摩藩の諸懸案の一つに對処したものと評価できよう。

はたして琉球の様子を初めて聞いた家光は、家康でも秀忠でもなく、自身の代に「異国之知行之高」が披露されたことを喜んだ④。結果として薩摩藩側は、新たに発給される領知判物に琉球高は記載されるが、その分の軍役は課さないという老中の言質まで得ることができたのである⑥。役を回避しながら琉球高を將軍に認知させ、將軍の覚えもめであつたというこの展開は、その的確な政治手腕で諸藩に名の聞こえた伊勢貞昌の面目躍如であつた。

第二節 家光による琉球人の引見

（1） 閏七月九日の二条城

その後、寛永十一年七月一日に將軍家光は上洛を果たす⑬。五月五日に江戸で暇を賜つた家久は、家光に先立つて江戸を発し、遅くとも六月一日には入洛してゐた⑮。閏七月二日には同じく入洛してゐた老中から家久に宛てて、次の奉書が出されている⑯。

〔史料2〕（欠字・平出を反映させるべく、改行を／で示した）

兩通之貴札令／拝見候、然者琉球之／国主御代替付而／公方様江御礼被／申上候様ニ与思召／兼日被仰遣候處、／当国主煩ニ付子息／并国主舍弟近日／來着之由承候、／御書中之通達／上聞候處、則於京都／御礼可被為請之旨／被 仰出候間、其御／心得尤候、恐々／謹言、

酒井讃岐守

(寛永一一年) 閏七月二日 忠勝(花押)

土井大炊頭

利勝(花押)

薩摩

(島津家久)
中納言殿

貴報

すなわち家久は、「御代替」について家光へ「御礼」を申し上げるようと(家久から)かねて尚豊王に申し遣わしていたものの、王の煩のため、代理として「子息」と「国主舎弟」が近日上洛する旨を老中に申し出たのである。そして老中から言上を受けた家光が、京都で「子息」「国主舎弟」からの「御礼」を受けるとの意向を示したのが〔史料2〕の奉書である。

その四日後、(寛永一一年) 閏七月六日付で土井は藩主とともに入洛していた家老伊勢に対し、「琉球衆之宿之儀昨日板倉重宗周防へ申入候、定而本法寺二相済可申候¹⁷⁾」と書き送っている。所司代によつて「琉球衆」が泊まる場所が手配されていることから、閏七月六日頃には「琉球衆」が上洛したことが分かる。

そして閏七月八日付で土井・酒井は家久に対し、「琉球衆之 御目見明日四時分与被 仰出候、上様御長袴二而可有御座候間、其御心得候而御登城尤候¹⁸⁾」として奉書を出す。はたして翌閏七月九日、家光は琉球人の一行を引見した。『江戸幕府日記』同日条は、当日の様子を「巳刻二丸出御、琉球中山王并佐輔・王城・金武御礼、すか糸五百斤・天鵝絨五十端・結仙香三箱・香餅式香合・竹心香三箱・銀子三百枚中山王献之、中山王所勞付為名代息佐輔参候也」と伝えている。

このように、家光が引見したのは佐敷（王子）・玉城・金武（王弟）の三名であり、佐敷王子は「所勞」の尚豊王の代理と見なされていた。

（2）琉球人の登城名目

問題はこの度の琉球人がいかなる名目で登城したかである。紙屋は前述の老中奉書（史料2）について、「琉球之国主御代替」の部分で「琉球之国主」の「御代替」、つまり「御代替」を尚寧王↓尚豊王と解釈し、国王の代替りを家光へ謝すための「恩謝使」とする。加えて紙屋は（寛永一二年）二月九日付で、尚豊王が島津家嫡子光久（在江戸）に宛てた書札に注目する。

〔史料3〕

謹捧愚書候、然者去歲大明之（寛永一〇年）勅使被成着岸冠冠頂戴満足仕候、如此之段以 御高恩之儀候、尤以忝奉存候、此等之旨為可令言上（佐敷朝益）佐鋪王子差上申候、仍為御礼菲薄之方物致進上之候、件々録于別紙候、猶重而可得 尊意候、誠惶誠恐敬白、

（寛永一二年） 二月九日

中山王尚豊（花押）

進上 光久（島津）尊公

すなわち尚豊王は、寛永一〇年に明から勅使が来琉して冊封を受けることができたのも、島津氏の「御高恩」によるとして、忝き旨を申し述べるため佐敷王子を琉球から差し上すという。たしかに尚豊王は自らの襲封の「恩」を謝す使の派遣を表明しており、一見これは紙屋の「恩謝使」説を補強する史料に思える。しかし重要なことに、尚豊王はあくまで島津氏に対して派遣するとしており、將軍へ派遣するとしているわけではない。よって「史料3」は家光への「恩謝使」説

の根拠たりえない。

そもそも、紙屋説は〔史料2〕の「御代替」を尚寧王↓尚豊王と解釈する点に問題があった。というのも、〔史料2〕で尚豊王の状態を表す「当国主煩」が「御煩」でないことを踏まえると、「御」のつく「御代替」が尚寧王↓尚豊王を示す可能性は低い。現に、『江戸幕府日記』寛永二年七月二三日条に「今度御代替之 御上洛為御祝洛中之家主二銀子五千貫目被下之」とあることから、幕府の認識によると、寛永一年の家光の上洛は秀忠死去にともなう「御代替」（秀忠↓家光）の上洛であった。このことは老中奉書（〔史料2〕）における「御代替」の用法もまた、秀忠↓家光であることを示す。すなわち〔史料2〕の「御代替」の箇所は、「琉球国主」が「御代替」の「御札」をすると読め、「御代替」は尚寧王↓尚豊王ではなく、秀忠↓家光を示すものと結論づけることができる。

このように〔史料2〕〔史料3〕を再検討した結果、寛永一年の一行を家光に派遣された「恩謝使」と見る紙屋説には賛同できない。それでは「御代替」が秀忠↓家光であるからといって、この一行を「賀慶使」と捉えてよいであろうか。ここでは一次史料に基づき、幕府・琉球・薩摩藩三者の一行をめぐる認識差に注意したい。^④

まずは幕府（家光）の認識から確認する。家光にしてみれば、寛永一年の琉球人一行は自らの「御代替」に対して挨拶しに來た「御札」使にほかならない（〔史料2〕）。『江戸幕府日記』には、家光が閏七月一八日上洛に供奉していた家久ら二八名の西国大名に御暇を下したとあり、同日条に「琉球人御暇被下之」とあることから、さしずめ家光の認識は諸大名ともども琉球人をも「御代替」の上洛に供奉させたというものであった。

次に琉球および薩摩藩の認識を確認したい。その際の手がかりは前述の〔史料3〕、そして京都から鹿児島に着いた家久が（寛永二年）一〇月二一日付で尚豊王に宛てた二通の書状である。^⑤

〔史料4〕

（金武朝貞）

為改年之祝儀金武王子被差渡於京都致對願節々申談本望存候、仍為旧例之儀太平布百端・練芭蕉布五十端・焼酒十壺贈給珍重存候、從是茂勅作之匂袋一箱十包・薰一箱・屏風一雙令進入之候、猶委細者從家老中可申出候、恐惶謹言、

（寛永一二年）十月廿一日 中納言家久御判

謹上 中山王

〔史料5〕

（寛永一〇）（明）去年 勅使被相渡冠被成頂戴御満足之由尤存候、為此等之御祝儀佐鋪王子渡楨、幸甚々々、殊御祝物共御慇懃之至候、仍能

（家光）（金武朝貞）

時分公方様依御上洛佐鋪王子・金武王子・玉城各御礼被申上於我等大悦存候、委曲金武王子可為演說候間不能書載候、恐惶謹言、

（寛永一二年）十月廿一日 中納言家久御判

謹上 中山王

それでは琉球（尚豊王）の認識について考えよう。琉球から派遣されたのは佐敷・玉城・金武らであった。うち金武王子は〔史料4〕に拠る限り、そもその派遣目的は藩主家久に対する「改年之祝儀」であった。一方、佐敷王子については〔史料3〕及び〔史料5〕を統合すると、寛永一〇（崇禎六）年に明から勅使が到着し、尚豊王が冊封されたことについて藩主家久（および継嗣光久）に報告ないし謝すべく、琉球から薩摩、ひいては家久の居所に派遣されたものと理解できる。よって〔史料2〕が語るような経緯、すなわち王が煩っているから代理を求めたというのは、方便であったのである。琉球側に当初、「御代替」（秀忠→家光）の「御礼」使としての自覚がなかった以上、今回の琉球一行を將軍に對する「賀慶使」ないし使節と呼ぶのは不正確である。

最後に薩摩藩（家久）の認識を見ておこう。家久は家光の上洛を「能時分」、すなわち好機と捉え（史料5）、自らのもとに派遣されてきた金武王子を（史料4）、島津氏の「御高恩」に対する謝辞を述べに参上した佐敷王子（史料3）と

もども、家光に対する「御代替」（秀忠→家光）の「御礼」使（史料2）に仕立て上げたのであった。

以上を踏まえるならば、琉球国王が公式に將軍に派遣したものではない寛永一一年の一行を、琉球使節と見なすことはできない。そもそもこの一行を、「賀慶使」「恩謝使」の枠組みに落とし込むこと自体に無理があったといえ、四月来の將軍の上洛を前提とした動きの中で、薩摩藩が見せた臨機応変な対応にこそ注目すべきであろう。

第三節 寛永一一年に確定した「附庸」

以上、寛永一一年四～五月段階における琉球高の披露、そして閏七月九日の琉球人一行の「御礼」について、通説を再検討してきた。寛永一一年に「幕藩体制の中の「異国」」「琉球が確定する」としたとする紙屋に拠るならば、琉球「異国」を示すのは、序に掲げた閏七月一六日発給の領知判物の「此外」という文言であった^②。たしかに紙屋がいうように、この文言は琉球が薩摩・大隅などとは単純に並列できない、つまり「異国」であるという幕府の認識を示している。そのため、この判物が発給されたこと自体に琉球「幕藩体制の中」の要素を、「此外」の文言に琉球「異国」の要素を見るのは妥当である。とはいえ、これまで記載されてこなかった「異国」の高が判物に記載された点は画期であるとしても、実際には琉球高分の軍役は課されないなど（史料1）^⑤、幕府が琉球に見た「異国」性の内実が寛永一一年の前と後で変化したわけではないという点には注意が必要である。

その点、紙屋は変化を見ていた。本章第一節で触れたように、紙屋の場合、寛永一〇年に尚豊王が冊封されて琉明関係が正常化するという国際情勢（以下、〈冊封・正常化〉）を重視する。すなわち、④幕府は〈冊封・正常化〉を認識した上で、琉球が明の冊封国としての「異国」であることを新たに認めた。そして、⑤新たに明から冊封された尚豊王が家光に謝すべく派遣した「恩謝使」を引見する。更には、⑥その直後の判物で、琉球が明の冊封国「異国」であることを示す「此外」の文言を加えた。いわば明側の対応を受け、幕府が琉球を再定置したというのである。

このような論理展開では、寛永十一年に「異国」の内実についての画期、すなわち幕府が新たに琉明関係を公認したという意義を与えざるをえない。しかし①について、肝心の幕府に〈冊封・正常化〉の認識があった点は証明されない。そもそも当の家光は四月に説明を受けるまで琉球の来歴など知らず、老中酒井にしても琉球情報を家老の伊勢から聞かされる側なのである（史料①③）。これらのことからしても、前年の琉明関係の新局面云々が幕閣の判断に影響を与えたとは考えられない。加えて紙屋説では①と②を橋渡しする④「恩謝使」説に難がある以上、①②の④のような理解は成り立たない。そこで本章では、寛永十一年の琉球をめぐる動きを以下のように理解することにする。⑤寛永十一年の四月、「御代替」を契機に薩摩藩は家光に初めて琉球高を披露した。⑥続いて閏七月九日には「御代替」の「御札」のため、家久は琉球人一行を家光に引き出す。⑦そしてその一週間後の閏七月十六日、「御代替」の領知判物が発給され、そこには琉球高が明記された。すなわち、①②③の出来事はいずれも「御代替」（秀忠→家光）を受けたものであり、これらは紙屋がいうような〈冊封・正常化〉ではなく、「御代替」（秀忠→家光）という国内政局の文脈で一貫しているのである。

とするならば、幕府・薩摩藩・琉球の関係を見る上で寛永十一年という年が持つ意義は、家光と家久の間で次の二点が確認されたことにある。第一に、「異国」である琉球の知行高（二万石余）は將軍が島津氏に宛て行う性質のものであるという点（領知判物）。それ以前に琉球高の扱いが領知宛行制の中で定まっていなかったことを思えば、判物への明記は島津氏の琉球領有をついに保障したといえる。本稿は、ここに近世琉球の一大原則たる「附庸」の原理が確定したと見るものである。琉球が島津氏の属国であることを意味する「附庸」の概念は、これまで紙屋によって「附庸」説の問題として、つまりは中世以来の歴史性を島津氏が主張する由緒論の文脈で論じられてきた。いまこれを実態論として捉え直すならば、「附庸」は寛永十一年に、將軍と大名間の関係を根本から規定する領知判物に琉球高が記載されることによって、幕藩関係の中で確定したと再評価できよう。

家光と家久によって確認された第二の点は、島津氏が「異国人」である琉球人に命じること、琉球人は將軍に供奉す

るものであるという点である（琉球人の京都上り）。第一の点が、將軍による琉球・島津氏の「附庸」の公認を意味するとすれば、第二の点は、島津氏による琉球・島津氏の「附庸」の実演である。すなわち、家久は「御代替」（秀忠→家光）の上洛という見せ場にかこつけ、琉球人を「御札」に來させることで、琉球高が自らの領地高に記載されてしかるべき点を印象づけたのである。

このように、島津氏の「附庸」として琉球が据え置かれたという意味で寛永十一年は画期といえ、現にこれ以降、家光政権は琉球にまでキリシタン禁制を推し進めるなど、琉球が島津氏の「附庸」であることを前提とした政策を進めていく。⑨とはいえ本稿では、寛永十一年に近世琉球の地位が確定したというような紙屋の理解はとらない。この段階で琉球使節は未成立なのである。

① 序注⑦⑧参照。

② 紙屋前掲「琉球国司考」。その他、紙屋「琉球支配と幕藩体制」（同前掲『幕藩制国家の琉球支配』所収、初出一九七六年）・紙屋「琉球の慶賀使について」（同『東アジアのなかの琉球と薩摩藩』校倉書房、二〇一三年所収、初出一九九九年）も参照。

③ 『後編』五七二〇。

④ 紙屋前掲「琉球国司考」。

⑤ 紙屋前掲「琉球国司考」。なお、島津義久書状が慶長九年二月に作成されたことについては、異論もある（黒島敏「琉球王国と戦国大名」吉川弘文館、二〇一六年、一七二～一八二頁）。

⑥ 寛永十一年三月～五月四日における酒井の半月番は、四月上旬のみである（東京大学史料編纂所編『細川家史料』一一、七二二号）。

⑦ 紙屋前掲「琉球支配と幕藩体制」。

⑧ 紙屋前掲「琉球国司考」。

⑨ 藤井讓治「秀忠親政期の領知宛行制」（同前掲『徳川將軍家領知宛

行制の研究』所収、初出二〇〇五年）。

⑩ 伊勢の來歴・評価などについては、以下、山本前掲『寛永時代』（一九九一～一六二頁）に拠る。

⑪ 紙屋前掲「琉球支配と幕藩体制」。

⑫ 当該期が薩摩藩の知行改革期に当たすることは、山本博文「薩摩藩における寛永期の位置」（同『幕藩制の成立と近世の国制』校倉書房、一九九〇年所収、初出一九八五年）に詳しい。また、薩摩藩が琉球高を含めた軍役体系の創出を狙ったとする上原兼善「島津家久の領内編成」（同『幕藩制形成期の琉球支配』吉川弘文館、二〇〇一年所収）の重要な指摘もある。

⑬ 藤井讓治「徳川家光」（吉川弘文館、一九九七年、九六頁）参照。

⑭ 『江戸幕府日記』（姫路酒井家本、ゆまに書房）同日条。以下、本稿で「江戸幕府日記」を引用する場合、ゆまに書房のものに拠る。

⑮ 山本博文「鎖国と海禁の時代」（校倉書房、一九九五年、四七頁）。

⑯ 『後編』五七四九。

①⑦ 「伊勢文書」（『宮崎県史』史料編中世一、二二八頁）。

①⑧ 「後編」五一七五〇。

①⑨ 佐敷・金武はそれぞれ「史料②」の「子息」・「国主舍弟」に相当する。王城は横山前掲『琉球国使節渡来の研究』（四七三頁）に拠ると、尚氏の朝秀（一六一九～五三）に当たる。

②⑩ 「後編」六一八二。関連して「後編」五十六八六参照。

②⑪ この点に関連して、山本博文は「島津氏は、琉球国王が明の冊封を受けたために造わした島津氏への謝恩使を家光への慶賀使にしたでて、拜謁させ」（傍点は引用者）たという重要な指摘を行なっている（同前掲『寛永時代』三六頁）。

②⑫ 「後編」五一七八五、「後編」五一七八六。

②⑬ 幕府が「此外」の文言を付した点について紙屋は、尚豊が明の冊封を受けたこと（したがって琉球が「異国」であること）を容認するという意と、島津氏に対して琉球高分の軍役を課さないという意が込め

られていると述べる（紙屋前掲『琉球国司考』ほか）。（史料①）⑥で、

軍役を課さないことが老中から明言されている経緯を踏まえると、後者は妥当といえる。一方、前者についていえば、琉球が幕府から「異国」扱いされている点に異論はない。ただし、それを前年の冊封と直接結びつける説明には賛同できない。前年の動き如何に関わらず、琉球高は將軍以下にとっては「異国、之知行之高」（史料①）④なのである。もともと、その「異国」とどのような関係を構築するか、あるいはその「異国」の地位をどのように表現するかという点はしばしば流動的なものであり、本稿では幕府が琉球国王と書翰を交わす関係に立ち至った寛永二十二年に画期を見るものである（第三章）。

②⑭ 藤井謙治「寛永十一年の領知朱印改め」（同前掲『徳川將軍家領知宛行制の研究』所収）。

②⑮ 注⑤参照。

②⑯ この点については別稿を用意している。

第二章 寛永二十一年の江戸上りに向けた先例調査

寛永二一（一六四四）年の江戸上りは、寛永一七年五月に尚豊王が死去し尚賢が跡を継いだこと、および翌一八年八月に家綱が誕生したことを受け、琉球国王から江戸城の家光・家綱のもとへ派遣された二種類の使者からなる。『通航一覧』の整理に拠れば、寛永二十一年の六月に家光が江戸城で引見したこれらのものは、嚆矢としての「恩謝使」（前者）と、「賀慶使」（後者）であり、豊見山はここに江戸参府恒例化の端緒を見てきた。

本章で注目したいのは、江戸上りを直前に控えた二月に江戸で生じた動きである。そこでは、慶長～寛永期に琉球から江戸・京都などに派遣されてきた使者らの先例が、初めて網羅的に調査されている。このような調査がなされた発端は、来る江戸上りの迎接体制を整える必要のあった老中が薩摩藩留守居に先例を問い合わせたことにある。琉球使節が何でな

くて何であるかを見極めるためにも、ここでは寛永二十二年二月以前の様々な琉球人一行の内実、およびそれらが琉球使節の成立という観点からいかに評価できるかを論じることにする。まずは老中や留守居が先例たりうるものとして、いかなるものを挙げたかを確認することから始めよう。

第一節 先例として挙げた様々な琉球人一行

江戸上りをわずか四ヶ月後に控えた寛永二十二年二月初め、老中の阿部忠秋は薩摩藩江戸詰家老の新納に対して、過去に派遣された琉球人の先例を問い合わせた。それを受け、新納が鹿児島に報告するとともに、詳細を質問したのが次の史料である。^②

〔史料6〕

猶以今度之使者金王子ハ王位之継目之御礼題目ニ而候哉与御尋候間、^(金武)両使国元迄参候由承候、若君様御祝儀可申上儀專ニ候間、

金王子ハ為其参候ハんと存候、今一人を以継目之儀ハ定而可被申上候与申入置候、以其御心得王子より之御状も両通参候而可然

存候、乍重言金王子ハ、若君様御誕生目出度由之御書持参、今一人ハ継目之御祝言之御書持参尤候、文箱并状之様子ハ喜入舍人

殿帰国ニ細々申候様ニ、状ハ異国より之儀候間文章ニ相調可然存候、^④将又相良満右衛門尉も琉球人召列為被罷上様ニ出合申候、

是ハ江戸迄被参候哉、何之御用にて候哉、御尋候ハ、可相知与存候、為御存知候、以上、^(忠秋)^(新納久詮)

態以飛脚申入候、然者昨日阿部豊後守殿右衛門佐被召寄被仰候ハ、前々從琉玖使者被致進上刻者如何海道等之儀、御公儀より被

仰付候哉、然々御覚得不被成候、^①存候通被召聞度由御意候、右衛門申上候ハ、先年王位を同心にて中納言参勤之刻者海道等御伝馬、^(島津家久)^(高望)

被下宿も誓願寺へ為被仰付由承候、^⑤ケ様の儀為存下野・兵部少々とも無御座候得ハ当時ハ爰許へ覚得候者無之候、^②国許へ尋申重而

到来次第可申上由御返事申上候得ハ、尤左様ニ可有之候、少成共為覚得人有之候ハ、書付にて可申上由被仰聞候而、又被仰候ハ、

西之丸へ琉球之使者為罷出様ニ御覚之由被仰候間、爰許にて色々思案仕又ケ様之儀可存様成人へ尋見申候得共覚無之候、併御成之

刻琉玖之衆人參候、此衆なと若為罷出事も哉候ハ、又ハ金王子・佐敷王子・黃門様へ為御目見得京迄被參候刻幸京都へ被參合候とて二条之御城にて公方様へ御目見得之様ニ及承候与出合申候、其外ニ從琉玖為使者誰そ爰許へ為被參儀ハ無之候哉、近年久志川被參候様ニ覺申候人も御座候、是ハ京迄ニ而候哉、又此元迄被參候哉、何之御用にて候哉、若左様之儀御座候ハ、以御書付を急度可被仰上候、それニ付而今度之使者之御馳走・宿等も可被仰付様子ニ承得候、人数もいかほと參候哉与御尋候間、国許迄ハ先々百人程參候様ニ相聞得候与申上候、是も去年海江田伊左衛門被參候刻百廿人可被召上之由被仰越候間如此候、其外此許何ぞ相替儀無之間可御心易候、恐惶謹言、

新納右衛門佐

（寛永二年）二月四日 久詮（花押）

島津図書頭

久通（花押）

山田民部少輔様（有榮）

穎娃左馬頭様（久致）

本郷佐渡守様（久加）

川上因幡守様（久國）

人々御中

かつて豊見山は本史料の一部を寛永二〇年のものとして引用したが、再検討の結果、寛永二年の二月四日付と見るべきものであることが判明した。^③したがって江戸上りを直前に控えたこの時期において、老中阿部は幕府のこれまでの対応について「如何海道等之儀 御公儀より被 仰付候哉、然々御覺得不被成」^①という状況であったのである。寛永一年時の引見は京都でなされ、しかも京都における宿以外を幕府が手配した形跡はなかった。そのため、東海道を含む

「海道等之儀」をどのように手配したらよいかについて、阿部が不明であったのも無理はない。一方、慶長以来活躍してきた古老の伊勢らを亡くしたいま、情報の少なさでは江戸薩摩藩邸の新納らも同様であった②。そこで新納は何と過去五回（時系列に沿って③④と表記）の琉球人の使者を挙げ、詳細を国許に確かめているのである。琉球使節なるものがいまだ定型化されておらず、そのため関係者が過去の情報を持ち寄って模索している姿からは、幕府および薩摩藩中枢がこの段階で琉球人使者をどのように認識していたかが推し量れよう。まずはそれぞれについて時系列に沿って検証しておく。

①慶長一五（一六一〇）年「先年王位を同心^{（尚寧）}：宿も誓願寺へ為被仰付由承候」

琉球入りの翌慶長一五年に家久が尚寧王を伴い、駿府・江戸の家康・秀忠に拝謁した事実を指している。②に見るように、薩摩藩邸では三〇年以上前のこの出来事を詳細に知る人物はおらず、豊見山に拠れば「慶長期における駿府・江戸への参府が前例として十分に考慮されていない」ことを示している。

②寛永七年「西之丸へ琉球之使者為罷出様ニ：此衆なと若為罷出事も哉候はん」

老中阿部の記憶に拠れば、かつて「琉球之使者」が江戸城西之丸に登城したことがあったという。新納は思案した結果、「御成之刻」の出来事かとしている。ここでいう「御成」は寛永七年四月一日・四月二日に、それぞれ家光・秀忠が桜田薩摩藩邸に「御成」をしたときのことを指す。このとき家光の御前では「琉球より楽人上下三拾人余」（思徳十三歳^{（豊）}ら）による奏楽が披露され、家光は「公方様御快然不斜」といった模様で、家老の伊勢貞昌は「於日本如此異国人令倍従^{（豊）}楽とも仕候事可謂前代未聞欤」と誇らしげに書き残している。その後、同年六月一日には「琉球人思徳：以上六人被為召有二付、松平薩摩守家来召連参上」^③とあるように、楽人衆は江戸城に登っている。阿部が記憶する「西之丸」との関連からいって、おそらくは秀忠が所望するかたちで、件の楽人衆が江戸城西之丸（秀忠の居所）にて奏楽したのであろう。

③寛永一一年「金王子・佐敷王子：与出合申候」

これは前章で見た寛永一一年の京都上りに相当する。むろん新納には、ここに「恩謝使」や「賀慶使」の嚆矢を見る意識はない。③は当事者の意識において、当該期に幾度か派遣された琉球人一行の一齣として挙げられるだけである。

④寛永一三年「相良満右衛門尉も琉球人召列：何之御用にて候哉」

藩士相良が琉球人を召し列れたのは寛永一三年のことであり、後水尾上皇の要望により琉球楽人が仙洞御所にて御前奏樂を行った事実を指している。派遣先からして、本稿が問題にする琉球使節に繋がるものではない。

⑤寛永三年

〔史料6〕に記述はないが、寛永三年、秀忠・家光が上洛して二条城に後水尾天皇の行幸を迎えた際、家久は今^(全)婦^(益)仁親方ほか琉球人三人を召し連れて上洛しており、このとき三人（小童（楽童子））が「天下希代之行幸」を「拝見」したことが別史料から判明する。⑥とはいえ、ここでの楽人衆は秀忠・家光らに引き出されたわけではない。

第二節 琉球使節の前史

それでは寛永一一年のものも含め、寛永末年段階で⑤⑥⑦⑧⑨のような前史が存在することは、琉球使節の成立という観点からいかに評価できようか。この点を、まずは序に掲げた琉球使節の三要件（〈名目の継続性〉・〈島津氏の引率〉・〈国王の公認〉）と関連づけて見ておこう。

⑤の場合、家久が薩摩から駿府・江戸まで引率してきたものに相違はないが、敗戦処理の参府であるため、継続可能とは見なしがたい。また国王自身が参府したため、国王公認と見ることはできるものの、その分、書翰が使節に託されることがない点は後と事情が異なる。少なくとも〈名目の継続性〉を欠く⑤に、琉球使節の嚆矢を見てとることはできないであらう。

⑥の楽人衆は、「御成」という事柄の性質上、継続可能な名目に対して派遣されたものとは見なせない。また、将軍が

出向く「御成」であるため、藩主が道中引率しながら將軍家の許に連れてきたものとはいえない。將軍家を前に奏樂するという点に、後の「賀慶使」「恩謝使」に引き継がれた面は認められるものの、〈名目の継続性〉と〈島津氏の引率〉を欠く⑥を琉球使節の嚆矢と見るわけにはいかない。

將軍家の「御代替」に対して派遣された③は、島津氏が急遽仕立て上げたものであり、〈国王の公認〉を欠くことから、琉球使節の嚆矢を見てとることが出来ない点は既述した。

④は派遣先からして、また⑤はそもそも秀忠・家光に引き出されてはいないことからして、これらは本稿が問題にする琉球使節に繋がるものとはいえない。このように、寛永二年以前のいずれのものをとってみても、琉球使節の三要件を兼ね備えるものはないのである。

以上の事柄を確認した上で、第一節で①を説明する際に引用した豊見山の指摘から、さらに踏み込んでおこう。寛永二年二月段階で薩摩藩が初めて先例の整理に取りかかっていること自体が示唆するように、これまでの琉球人一行は家老の伊勢ら個人の企画・遂行能力に大いによっており、藩政全体の中で経験値として蓄積されてきたとはいいがたかった。幕府側もこの段階において、琉球人をどのように応接するかなどについて明確な規範を持ち合わせていたわけではなく、そうであればこそ薩摩藩に問い合わせたのである。これらの事実は、寛永末年段階において琉球使節なるものが定型として存在していなかったことを傍証してくれる。「恩謝使」と見るか「賀慶使」と見るかはともかく、寛永一年のものを琉球使節の嚆矢として重視する『通航一覧』以下の見解は、〈名目の継続性〉・〈島津氏の引率〉・〈国王の公認〉を兼ね備えるという琉球使節の定義に外れ、そして何より同時代の感覚にそぐわないのである。

そもそもこれらの一行は、ことの発端としての軍事進攻①、將軍家が藩邸への御成②や、上洛⑤⑥ないし上洛時の領知宛行③をこなすという近世前期特有の政治環境、さらには文化活動に造詣の深かった後水尾上皇の個性④といったそれぞれの事情に多分によっている。したがって一貫した論理で派遣されてきたわけではなく、時々の政

治状況によって派遣名目・形態が様々で、寛永二十一年段階で幕府・薩摩藩双方ともに先例として整理できていなかったのも無理はない。

これに対して、寛永二十一年以降にはこれらのような多様なあり方は見られなくなる。その後は、寛永二十一年のものが今度は先例とされる形で、『通航一覽』が描く「賀慶使」「恩謝使」の形態に収斂していくのである。

① 以下、基本的な時系列は『対外関係史総合年表』（吉川弘文館、一九九九年）に拠る。

② 『後編』六一―二九七。

③ 寛永二〇年の海江田の参府（『後編』六一―三四八）が「去年」と記される（『史料6』③）ことなどから、寛永二十一年のものと考えなければならぬ。

④ 『史料6』②に名が見える伊勢貞昌は寛永一八年、島津久元は寛永二〇年に死去している（『本藩人物誌』鹿児島県史料集一三、一〇・一九二頁）。

⑤ ⑥については、『中山世譜』（琉球史料叢書五、井上書房、一九六二年）^{〔寛永二七〕}附巻の崇禎二十三年条に「為寮明 尚賢王即位事、造尚氏具志川王子朝盈・向氏越來親方朝上七月到薩州、翌年十一月回国」とあり、幕

府に派遣されたものではないことが判明するため、分析を省く。

⑥ 以下、寛永七年の楽人使節については、板谷徹「楽童子の成立」（同『近世琉球の王府芸能と唐・大和』岩田書院、二〇一五年所収）参照。

⑦ 以上、史料は「中納言家久公江御成之記」（『後編』五一―三〇三）。

⑧ 「視聴日録」（国立公文書館蔵写本）寛永七年六月一〇日条。

⑨ 「隔賞記」（赤松俊秀校注編、思文閣出版、一九九七年復刻版）寛永十三年一〇月一三日・一〇月二十四日条。このときの楽人衆は京都止まりであり、江戸まで上っているわけではない。関連して、板谷前掲「楽童子の成立」参照。

⑩ 『後編』五一―六五・七七。

第三章 寛永二十一年の江戸上り

尚賢が王位を継いだこと、および徳川家綱が誕生したことに対して、寛永二二（一六四四）年に江戸上りが挙行された（それぞれ尚家・徳川家の事由によることから、以下両使を⑩と略記）。これらを分析した豊見山は、薩摩藩が主導して立案し、派遣に当たっては朝鮮信使に準拠するとともに、国王書翰を用意した点などを明らかにした。しかし、寛永十一年にすでに「恩謝使」が派遣されていたという前提があったためか、以下の二点において考察の余地を残している。第一に、豊見

山は両使が派遣されたことを自明とし、なぜ薩摩藩が派遣したかを問題にしない。寛永十一年の琉球人一行を、「御代替」^①將軍家の事由に対するものと位置づけ直したいま、ここでは琉球側の事由により派遣された初めてのものとして^②を分析することができる。この点に関わって第二に、豊見山においては^③^④派遣の前提、すなわち將軍が琉球国王の跡職を許可するということを自明視しているようである。しかし、元和期の前王の代替り（尚寧→尚豊）の際に薩摩藩が跡職を願ひ出た形跡はなく、^⑤寛永末年におけるこのような願い出自体、そこに何らかの政治性を見てとるべきであろう。

そこで以下、本章では事実関係の多くを豊見山に拠りながらも、寛永二十一年に薩摩藩がわざわざ両使を派遣した意図や、派遣に際して国王の書翰を準備したことの意味を明らかにする。第一章との関連でいえば、寛永十一年に琉球^⑥島津氏の「附庸」を確定させることに成功した薩摩藩が、あらためて寛永二十一年に^⑦^⑧を引き連れることで何を狙い、そして何を獲得したかについて考察するのが本章である。

行論に先立って、^⑨^⑩と琉球使節の三要件（名目の継続性）・（島津氏の引率）・（国王の公認）の関係について述べておく。まず、両使は將軍家・尚王家の慶事・弔事という継続性のある名目に対して派遣されたものである。また、藩主島津光久が自らの参勤と併せて、幕府からの迎接を受けながら薩摩から江戸まで引率してきたものである。さらには国王が書翰を託すなど、公認性に申し分がない。このように、両使が琉球使節と呼ぶに相応しい要件を備えている点を確認した上で、分析に進みたい。

第一節 使節を派遣した薩摩藩の意図

（一）派遣の背景

寛永二十一年の使節に向けた最初の動きが生じたのは寛永十九年八月、すなわち家綱誕生から是一年、尚豊王死去に至ってはすでに二年三ヶ月もの月日が経過した頃のことである。まずは豊見山が紹介した「寛永拾九年八月廿九日」付「寛」

を掲げよう。差出・宛名を欠くものの、中身からして薩摩藩江戸詰家老が国許家老に宛てたものである。^③

〔史料7〕

（尚豊）
寛

（忠秋）

（島津光久）

一、琉球先王被相果候跡目之儀天下へ無御申候而者成合申間敷と出合阿部豊後守殿を以被 仰上候処、先王之直子有之由候間薩摩守
① 分別次第跡職可被申付由被仰出、目出度存候事、

（家綱）

二、若君様御祝言從琉球以使者可被申上坎与被得 御意候処、御祝言被為申可然候はん由被 仰出候、其二付 薩州様被成御意候
②

（金武朝貞）

者金之王子被罷上尤二候、左候者唐冠などにて唐式正之支度坎、又琉球式正之支度坎、いづれも持參被申於鹿兒島相談可被申
③

（寛永二〇）

候、来年夏者早々 かこしま迄參着可被申候、又王位之跡職被仰出忝由以別使可被申、而使之可被召列人数琉球人六七十人
④

（鹿兒島）

〔次損〕人又若衆達座敷にて樂可被仕衆も可被召上之由候事、

（家光・家綱）

一、御進物者御馬代両上様へ銀五十枚坎卅枚坎、外芭蕉巾・仙香・竹心香・上布・焼酎其外何にても琉球物能候ハんと存候、来年
⑤ 者 薩州様可為御在国候間、使者早々被為參彼是被得 御意尤候、自然金之王子指合候者兄弟衆坎其外誰にても然々の衆可被

罷上由被 仰出候事、

寛永拾九年八月廿九日

当史料からは次のような事柄が判明する。薩摩藩から幕府に対し、先王の跡職を願い出て許可された^①。同じく家網誕生の祝言使を送るべきか伺ったところ、然るべしとされた^②。薩摩藩では家網誕生の祝言使^③に加え、跡職について忝ない旨を述べるための「別使」^④の派遣を計画している^④。また、藩では両使の服装について「唐式正」ないし「琉球式正」とし^⑤、家光・家綱への進物については「琉球物」も加えるべきという^⑤。

ここには、琉球国王の跡職[、]に關する話と使節の派遣に關する話の二本の筋がある。注意したいのは、それらが結び付いている点である。すなわち前王尚豊の死から二年三ヶ月が経過して、いまだに將軍の認知を受けていなかった尚賢の跡職相続を願ひ出ること、薩摩藩は初めて新国王[〓]尚賢王が二種類の使節を派遣するという展開に繋げたのである。薩摩藩がこの時期にこのような動きを見せた背景には何があるのだろうか。琉球国王の跡職を將軍に願ひ出ること自体、何らかの先例があるわけではなく、そこには島津氏―琉球国王の宗属關係に將軍を關与させたい薩摩藩側の意思を見ることができよう。

このことの意味を理解するには、寛永末年の琉球支配をめぐる不安定要素に留意する必要がある。寛永一六年二月九日付の史料に拠ると、薩摩藩は琉球に対し「琉球之儀爰許就御奉公連々疎意有之様ニ其間得候、左様二者有間敷与存候処、漸々ニ其色致顕然無心許存候事」と詰問している^④。いわゆる王銀擲取事件^⑤において薩摩藩の利益に反する怠業を非難した文脈で、表現は抑制されているものの、ここからは薩摩藩側の琉球に対する不信感が滲み出ている。また、寛永一六年に八重山に上陸したバテレンをめぐる、上陸した八〇人の内、最終的な生存者は五人であるとの琉球側の報告に接した幕府老中は、「余過分ニ相果候、若琉球人と致内談共島々へ隱置候はん^⑥」、すなわち琉球人とバテレンが結託しているのではないかと薩摩藩側にもらしている。このように、薩摩藩による琉球支配が幕閣から盤石のものとは思われておらず、また現に盤石とはいえないのが寛永末年の状況であったのである。

そこで薩摩藩は、琉球国王の跡職を認める者として將軍が存在するということをまずは顕在化させ、その將軍に向けて琉球から使節を派遣させることで、將軍権力を背景にした琉球支配の安定化に繋げるとともに、幕府に対しては恭順な琉球人という認識を広げてもらうべく、「史料7」のような動きに打って出たと考えることができるのである^⑦。

むろん薩摩藩にしてみれば、將軍家の最大の慶事に対し各藩がこぞって祝言を申し上げる中で、いかにして自藩のものを際立たせるか自体が関心事であり、③⑤において服装・進物の面で「異国」が強調されるのはこの点に關わっている。

すでに見た寛永一一年の経緯があつて、薩摩藩は琉球高をも含んだ領知判物の受給に成功し、島津氏の「附庸」としての琉球の地位を確定させていた。そしていま幕府に対し、琉球が島津氏の「附庸」でありながら「異国」でもある点を強調し、「異国」をも従える自らの独自性を広く知らしめる手段としても使節に価値を見出したのである。

（2）「附庸」と「異国」の程合

このような理解の上に立つならば、その後の派遣の準備に当たって「朝鮮信使の事例が強く意識され、それに準拠しようとする薩摩藩の意図」があつたとする豊見山の指摘も理解しやすい。「異国」を強調したい薩摩藩にしてみれば、「異国」、それも幕府がこの時期には最重要視していた「異国」＝朝鮮からの信使に種々準拠することが最善であつたのである。とはいえ、はからずもそこで露呈するのが朝鮮と琉球の決定的な差異である。朝鮮は宗氏の「附庸」では当然だが、琉球は島津氏の「附庸」でもある。朝鮮信使に種々準拠しようとした薩摩藩は、それだけにこの「附庸」と「異国」の程合いに細心の注意を払わなければならなかつた。このことを示すのが次の二つの事例である。まずは江戸上りを前に、寛永二〇年十一月九日付で江戸の新納らが国許に送つたものの一部を挙げる。^⑤

〔史料8〕

一、琉球之王位より （家光） 公方様へ之御使者之儀ハ異国人にて御馳走ニ思召、其上 （島津光久） 薩州様被召列来年御參勤候得与被 （寛永二一） 仰出程之儀候間、海道船中勿論当地ニ而も使者へ被相付候御家中衆不依上下 （光久） 殿様へ恐申ことくニ使者之出入ニ者いかにも恐申つくはいな （曙） といたし候て可然与出合申候、左様ニも無之かろく敷候而ハ御崇仰之様子ニも相違仕畢竟 （家光） 上様を御無馳走ニ可能成候間、御国を可被罷立よりハ其心得人可申与各被仰候事、

注目したいのは「御馳走」という文言である。紙屋はこれを「將軍に対する島津の」「御馳走」と捉えるものの、^⑨他の条の用例^⑩からして、琉球人に対する將軍の「御馳走」と読まなければならず、具体的には東海道において幕府から荷馬や宿所の提供を受けることを指す。^⑪すなわち新納らは、「異国人」たる琉球人は將軍の「御馳走」の対象で、家光が光久に召し列れさせているほどのものであるから、もてなそうとしてゐる家光の顔を潰さないためにも、家中から使節にくれぐれも粗相のないよう申し送らなければならなかったのである。薩摩藩にしてみれば、朝鮮信使に準拠した使節を通して、幕府に琉球＝朝鮮と並ぶ「異国」を強調しようとする手前、「附庸」を前面に押し出す常日頃のごとき態度をとつてはならなかったということである。

とはいえ琉球支配を貫徹する必要上、手放して「異国」を強調しておけばよいはずもない。いまひとつの事例は江戸登城後の寛永二十一年七月二十六日付けで、島津光久が尚賢王に書き送ったものの一節である。^⑫

〔史料9〕

…以三管領及上位之宿老衆於薩摩守被得熟談旨趣者、從

(島津光久)

光久領國之儀候間、平日之心持者如何且復御馳走之儀茂子有御尋矣、故述詞意而答之、所謂先年琉球追討之後不易往古弥被改御朱印、薩摩守押領以來少茂無氣隨意不背仕置丁寧致奉公非別心之由遂披露…

このように、光久は琉球人が幕府にもてなされることで今後おごつてしまふのではないかという老中らの懸念に対し、慶長一四年の琉球入り以降、「薩摩守押領以來少茂無氣隨意不背仕置丁寧致奉公非別心之由」を披露し、幕閣らの琉球に対する信頼感を上げるような返答をしたという。「少しも氣隨意なく…奉公に励んできた」というのは先に見た詰問からしても実態と異なるが、あえてそのように返答したことを他ならぬ国王に聞かせるのは一種の圧力である。この度の使節

が幕府から「異国」からの賓客としてもてなされたからといって、島津氏の「附庸」であることを忘れないよう釘を刺しているわけである。

以上見てきた二つの事例からも、この度の琉球使節が企画された意図が伝わってくる。すなわち、薩摩藩は「附庸」と「異国」という琉球の二つの属性の力点を巧妙に使い分けながら使節を引き出すことで、琉球に対しては「附庸」の自覚を促しながら、外向きには恭順で尊い「異国」＝琉球を喧伝し、そのような「異国」からの使節を率いてみせることのできる自らの存在を誇示する機会にしようとしたのであった。

第二節 国王書翰の持つ意味

以上のような意図から薩摩藩が派遣させたこの度の使節は、江戸幕府老中に宛てた国王書翰を携えており、したがって後の「通信国」の問題とも絡む重要な転機をここに見てとることができる。とりわけ豊見山によつて、このような書翰は薩摩藩の主導により準備されていることが明らかにされているだけに、その真意が問われなければならない。前章までに明らかにしたように、慶長一五（一六一〇）年時には尚寧王自らが駿府・江戸に上つたことから国王が書翰を発給する必然性はなく、寛永一一年時には急遽仕立てたということもあり、国王の書翰など用意できるはずもなかった。国王が正式に王子を江戸城に派遣するに当たつて書翰を託すというのは、いま初めて訪れた機会なのである。

すでに見た〔史料6〕の猶書において、新納は（国王の）書翰について金武王子（㉔）と「今一人」（㉕）がそれぞれの名目で持参し、「状ハ異国より之儀候間文章ニ」、すなわち漢文調に整えるよう国許に念を押していた（〔史料6〕④）。このとき準備された国王の書翰は以下のようなものであった。^⑭

〔史料10〕（国頭王子＝㉖の分）

新呈一翰、抑琉球国之続目致案堵之旨(安)從薩摩州之太守光久(島津)去冬馳价聞之、誠以畏悅無極謝恩無限、因茲(家光)公方様江為奉伸祝儀備微少之品物奉表寸志候、余者使者可為演説之条、尊前宜預御取成候、恐惶不備、

寛永二十年癸未卯月廿日 尚賢

進上 御年寄中

〔史料11〕(金武王子⑩の分)

抑 若君様御誕生千喜百悦、貴国太平之嘉瑞何幸如之哉、吾小国亦聞之猶有安樂故、万歳万々歳之為祝儀敬進使者候、進献之目錄別紙在之、委曲令口達之間、可然様於被達、貴聞者多幸々々、誠惶謹言、

寛永二十年癸未卯月廿日 尚賢

進上 御年寄中

このようにして並べてみると、両者には力点の差があることが分かる。家網誕生に対する⑩の分(史料11)が、「貴国」に對置される存在として「吾小国」を位置づけ、島津氏の存在を後景に退かせているのに対し、跡職に対する⑩の分(史料10)は、「公方様」薩摩州之太守光久―尚賢」といった形で島津氏の介在を明示している。もともと、単に島津氏の「附庸」であるというなら、このような書翰を呈すること自体叶わない。そこで両書は、漢文調でいかにも「異国」からもたらされたものであることを強調する点で共通している。琉球が島津氏の「附庸」であることを前提にしながらも、一方で「異国」であることが、この二通を通じて絶妙なあんばいで体现されているのである。

以上を踏まえるならば、使節を引き出す行為に国王書翰を加えることで、薩摩藩は琉球が自らの「附庸」でありながら「異国」でもあることを念押ししたというべきであろう。書翰はその後も残され、確たる先例として以降も機能することが期待できる。すでに領知判物という「附庸」を象徴する明文を手にした薩摩藩は、ここに「異国」を象徴する明文を用

意し、幕府からもそれなりのものを引き出すことで、琉球の位置を新たな段階に持っていくことを望んだのであった。現に、幕府は老中返翰でもつてこれに応え、薩摩藩の目論みは達せられた。^⑮

① 『後編』四―一七三三に見るように、跡職の問題は島津家久―尚豊王の間で完結している。

② （寛永二年）五月五日付で老中が大坂―江戸の御料私領中に宛てた触に、「右琉球之使者来六月上旬江戸可為参着候、大坂到着次第先達而彼地町奉行衆より道中其所々江大坂発足之日限可相触之間、於泊々御料私領共に御上洛之時人馬割を考荷付馬百疋口付之外人足百人宛寄之、松平薩摩守家来以書付無滞右之人馬出之、一泊切二可被送届候、此外薩摩守自分の荷物はたちん馬二而可相送、但振舞等之馳走は一切無之間可被得其意候、以上」（序注①前掲『通航一覽』第一、四二頁）とあるように、大坂―江戸間で公儀による人馬などが供出されている。

③ 『後編』六―二七八。

④ 『後編』六―一〇。

⑤ 薩摩藩が出資した進貢銀が回収できなかった事件で、詳細は上原兼善「琉球貿易への介入」（同前掲『幕藩形成期の琉球支配』所収）参照。

⑥ 『後編』六―一七一。

結

以上、本稿では寛永二一（一六三四）年の琉球人一行の捉え直しから始めて、慶長以来の多様な形態を持つ琉球人一行の存在や、寛永二二年の使節の特徴について述べてきた。論題に即していえば、將軍家・尚家の慶弔事^①を名目に（名目の

⑦ 「八月三日巳之刻御誕生ニ付而御進上物覚」（『後編』六―二〇〇）。

⑧ 『後編』六―三五三。

⑨ 紙屋前掲「琉球の慶賀使について」。

⑩ 「大坂へ着船候而より江戸迄之琉玖荷物并御進上之荷物等天下より送被仰付御馳走与聞得申候間……」（四箇条目）、「海道并爰許二而宿之儀も御馳走之御衆より御見はからい……」（同八）などに見える「御馳走」の文言は、いずれも琉球人に対する將軍（幕府）の行為をさす。

⑪ 注②⑩参照。

⑫ 『後編』六―四一六。

⑬ 藤田寛「対外関係の伝統化と鎖国祖法観の成立」（藤田編『十七世紀の日本と東アジア』山川出版社、二〇〇〇年所収）参照。

⑭ 「琉球往来」（国立公文書館蔵）。なお写であるため、欠字・平出・台頭などが正確に反映されているとは限らない。

⑮ もっとも、このときの書翰は琉球国王―江戸幕府老中の間で交わされしており、將軍が表に出ない点は朝鮮信使とは明確に異なる（豊見山前掲）。これは琉球が島津氏の「附庸」であることの反映に他ならない。

継続性)、島津光久が江戸まで引率し(島津氏の引率)、なおかつ琉球国王が正式に派遣したものである(国王の公認)寛永二一年にこそ、琉球使節の嚆矢を認めるのがあさわしい。その琉球使節は、継続性のある名目を掲げることで寛永以降も、琉球の「異国」性を象徴する国王書翰を伴いながら引き継がれ、幕府―琉球関係に島津氏が介在する形式にて定着していく。^②以降、朝鮮信使と並ぶ二大「異国人」使節として、琉球使節は近世社会の中で認知されていく。^③

以上の点を確認した上で、近世琉球の地位確定の問題に触れよう。慶長一四(一六〇九)年の琉球入りが基点であった点に疑いはないが、琉球の地位がここで完全に定まったと見ることはできず、また紙屋のように、寛永一一年に「幕藩体制」の中の「異国」が確定したことをもって、最終的に定まったと見ることもできない。琉球使節が成立することで、近世琉球の地位は確定を見るのである。寛永一一年に領知判物を通じて「附庸」の面を確定させた薩摩藩は、寛永二一年に琉球使節を通じて、書翰をやりとりする「異国」＝琉球の面を確定させることに成功する。ここによく知られた近世琉球、すなわち島津氏の「附庸」でありながら、朝鮮と同様、幕府が正式に関係を持つ「異国」でもある琉球が確定し、このような琉球の地位は以降の領知判物や琉球使節の度ごとに再確認されていくのである。

ここで確定した琉球の地位は、薩摩藩の支配下に置くことが幕府によって保障されながら(「附庸」、一方で幕府は「異国」としても遇してくれるという点で、極めて薩摩藩にとって都合がよかったところに特徴がある。これにより、薩摩藩は琉球支配の実態を損ねることなく、一方で琉球が「異国」であることの利益を、交易といった実利面でも、はたまた「異国」に従える四国主としての矜持面においても、享受することができた。これは、寛永一〇年代の琉球をめぐる動向が家光政権の何らかの積極的な方針・政策というよりは、薩摩藩の時々戦略を動力源に展開していったことの帰結といえる。

本稿で見たように、薩摩藩は幕府などの第三者に向けて琉球を見せる際、時々戦略に応じて「附庸」と「異国」の力点を使い分けることがあり、したがって「附庸」と「異国」の二原則からなる近世琉球が確定するといっても、むしろそ

のような流動性が内包されている点にこそ、事の本質を見なければならぬ。

① なお、「賀慶使」は概して將軍襲職に対するもので、寛永二年の

ように將軍の子息生誕に対するものは、以降見られない。この点は寛永二年時の「賀慶使」が、次期將軍の誕生に対する意味合いのものであったことを思わせる。事実、その生誕時から將軍襲職を期待されていたわけではなかった五代將軍綱吉（家綱の弟）に対しては、生誕「賀慶使」派遣の動きは見られない。一方で宝永元（一七〇四）年、次期將軍職を継ぐことを意味する家宣の（綱吉への）養子入りの際には、「賀慶使」の派遣が計画された（紙屋前掲「幕藩体制下における琉球の位置」）。もっとも、派遣名目でいえば、生誕も襲職も將軍家の慶事に変わりなく、現に『通航一覽』は「賀慶使」を「將軍家の御代

替等を賀し奉る」ともと見ている。

② 以降、太刀・馬代・芭蕉布・香・泡盛といった献上物、ないし銀・綿といった拝領物の面においても（横山學『琉球国使節の献上物・拝領物』、同前掲『琉球国使節渡来の研究』所収）、はたまた大坂・江戸間の公儀による人馬などの馳走の面においても（第三章注②⑩参照）、基本的には寛永二年時の先例が踏襲されていく。

③ 例えば淀藩士渡辺善右衛門は、延享五（一七四八）年の朝鮮信使・琉球使節を比較する見地から、「入来琉球記」（平山敏治郎翻刻、『民俗学研究所紀要』三、一九七八年）を記している。

（大阪歴史博物館）

The Establishment of Ryukyuan Embassies: From the
Viewpoint of Historical Relations between the Shogunate,
Satsuma and Ryūkyū

by

KIDO Hironari

This paper discusses the early-modern establishment of the status of modern Ryūkyū by clarifying the process of the formation of Ryukyuan embassies (Ryūkyū *shisetsu* 琉球使節), which has not been previously clarified. The Ryūkyū Kingdom (Ko-Ryūkyū, meaning old Ryūkyū), which had existed as a state (*kokka* 国家) since the Middle Ages, came to an end when it was defeated in the Shimazu clan invasion of Keichō 14 (1609) and the new era of early-modern Ryūkyū began. Although early-modern Ryūkyū continued to exist as a state, it had to build new relationships with the Edo shogunate and the Satsuma domain. Ryukyuan embassies represent these new relationships well. It has been argued that the word Ryukyuan embassies refers to two kinds of missions: the Onshashi 恩謝使 (sent by the Ryūkyū kings on the succession of a new shogun) and the Gakeishi 賀慶使 (sent by the shogunate on the enthronement of the Ryūkyū king from the Shō family). Several studies concerning the meaning of these embassies for the shogunate, the Satsuma domain and the King of Ryūkyū have been made. Nevertheless, it has not been made clear when and how the Ryukyuan embassies were established, which is one of the most fundamental issues.

In reconsidering the issue, it became clear that the Ryukyuan people who arrived in Kyoto in Kanei 11 (1634) who have been regarded as the beginning of Onshashi in the previous studies were not such a mission. In fact, at the time of *miyogawari* (the succession of Tokugawa Iemitsu following Hidetada) in Kanei 11, this party of Ryukyuan people (originally sent to the Shimazu clan) was suddenly constituted as an embassy to the shogunate by the Satsuma domain nominally as a *miyogawari* embassy. Therefore, we cannot regard this particular party as the beginning of the Ryukyuan embassies. In Kanei 11, the Shogun Iemitsu officially confirmed by letter that Ryūkyū was a feudatory vassal state of the Shimazu clan and the

status of *fuyo* (dependency) was thus established.

About 10 years later in Kanei 21, an Edo-*nobori* (a mission to Edo) was conducted by the Ryukyuan. This mission was dispatched for consecutive events—the birth of Tokugawa Ietsuna and the enthronement of Shō Ken. Furthermore, this embassy was led by the Shimazu clan from Kagoshima to Edo as an embassy to the shogun in Edo from the beginning, not just suddenly reconstituted for that purpose as the one in Kanei 11 had been. Moreover, as symbolized by the fact that a letter provided by the King of Ryūkyū was delivered, this embassy was officially sent by the King of Ryūkyū. To sum up, the embassy of Kanei 21 satisfies the following three conditions: (1) the continuity of events involved, (2) having been led by the Shimazu clan and (3) having the official approval of the King of Ryūkyū. These facts suggest that Ryukyuan embassies were formally established at this point.

The exchange of letters with the Rōjū (members of the shogun's council of elders) by the Ryukyuan embassy of Kanei 21 confirmed Ryūkyū as *ikoku* (a foreign country), and it can also be said that the status of early-modern Ryūkyū as *fuyo* and *ikoku* had finally become formalized. In other words, the status of early-modern Ryūkyū, which is well understood today, was confirmed only after going through the two phases of Kanei 11 and Kanei 21. The dual status confirmed at this point in time was exceedingly favorable to the Satsuma domain as it ensured Ryūkyū as *fuyo* of the Shimazu clan and also an *ikoku* in the eyes of the shogunate. Therefore, we have to bear in mind that the Satsuma domain deftly used the two statuses of *fuyo* and *ikoku* for different strategies when they described Ryūkyū to third parties. In other words, when we consider the establishment of early-modern Ryūkyū, we must see the essence of the matter through the fluidity constituted by the dual statuses of *fuyo* and *ikoku*.